様式第２号（第４条関係）

豊川市指定暑熱避難施設の管理等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、気候変動適応法第２１条第３項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が管理する気候変動適応法第２１条第１項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該クーリングシェルターの管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第２条　クーリングシェルターは、次のとおりとする。

施設名　〇〇〇

所在地　〇〇〇

（開放可能日等）

第３条　クーリングシェルターの開放可能日等は、次のとおりとする。

例：月曜日を除く午前〇〇時から午後〇〇時まで

：午前〇〇時から午後〇〇時まで（毎日）

（受け入れ可能人数）

第４条　クーリングシェルターに受け入れることが可能であると見込まれる人

数は、次のとおりとする。

〇〇人

（クーリングシェルターの管理）

第５条　クーリングシェルターの管理について必要な事項は、次のとおりとする。

⑴　第３条に定める解放可能日等においては、暑熱を避けるために避難をす

る者（以下「避難者」という。）が自由に出入りすることを可能とする。

⑵　冷房設備は、適切に維持管理し稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。

⑶　受け入れ可能人数に応じて、１人あたりの空間を適切に確保するとともに、無料で休憩できる椅子・ソファ等を配置する。

⑷　避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。

⑸　避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。

⑹　熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。

⑺　熱中症特別警戒情報発令時にあっては、その発令期間中（第３条に定め

る開放可能日等の範囲内に限る。）は、必ず開放する。

⑻　熱中症特別警戒情報発令時以外においても、避難者がいると認める場合

は、第３条に定める開放可能日等の範囲内において開放するよう努める。

⑼　甲のホームページ等によるクーリングシェルターの公表及び熱中症対策

　の啓発冊子等の設置に協力する。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以後に最初に到来する３月３１日までとする。ただし、当該期間の満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第７条　本協定について、変更若しくは疑義が生じたとき又は本協定に定めが

ない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　印